

## 香芝市監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により執行した監査について、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

令和8年1月6日

香芝市監査委員 近藤 洋  
香芝市監査委員 下村 佳史

### 第1 香芝市監査委員監査基準への準拠

下記監査は、香芝市監査委員監査基準に準拠して実施した。

### 第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項の規定による財務監査及び同条第2項の規定による行政監査

### 第3 監査の対象

教育部（市民図書館）

### 第4 監査の実施期間

令和7年10月21日から令和7年11月26日まで

### 第5 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているか、法令等の定めるところに従って適正に行われているかなどを主眼として実施した。

### 第6 監査の主な実施内容

監査にあたっては、あらかじめ提出を求めた資料を検討し関係諸帳簿との照合及び内容を審査したほか、関係職員の説明を聴取する方法で実施した。

### 第7 監査の結果

監査した結果、一部に留意を要する事項が見受けられた。なお、軽微な事項については、口頭により指導し改善を要望した。

#### 1 要望事項

- (1) 香芝市図書館条例施行規則等の規定と実務において、IT化の進展等により乖離が生じている事務については早急に是正を図られたい。
- (2) 収蔵図書については、持ち去りや未返却に対する対応も含め、それらが市民共通の財産であることを強く認識され、今後も明確な方針により適正に管理されたい。なお、今後の充実した管理が継続できるICタグの導入についても費用対効果を含めた検討をされたい。